定　　款

イフジ産業株式会社定款

第１章　　総則

（商号）

第１条　当会社は、イフジ産業株式会社と称し、英文では、Ifuji　Sangyo　Co.，Ltd. と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）農畜水産物の生産及び販売

（２）農畜水産物の加工及び販売

（３）肥料及び飼料の加工及び販売

（４）園芸施設の施工販売

（５）農畜水産物の輸出入

（６）バイオテクノロジーの研究・開発

（７）高齢者賃貸住宅の経営

（８）有料老人ホームの経営

（９）不動産の売買、賃貸、管理ならびに運用

(10) 食料品の製造販売

(11) 食料品原料の製造販売

(12) 医薬及び工業薬品の製造販売

(13) 食料品雑貨類の輸出ならびに輸入

(14) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務

(15) 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を福岡県糟屋郡粕屋町に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない

事故その他やむをえない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、16,792,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式を有する株主の権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第 10 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 12 条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（株主総会の招集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 14 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第 15 条　株主総会は、取締会の決議に基づき、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集し、その議長となる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 19 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　　取締役および取締役会

（員数）

第 20 条　当会社の取締役は 12 名以内とする。

（選任方法）

第 21 条　取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 22 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 23 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 24 条　取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 26 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 27 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を法令に定める額を限度とする

旨の契約を締結することができる。

第５章　　監査役および監査役会

（員数）

第 31 条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

（選任方法）

第 32 条　監査役は株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 33 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 34 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 35 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 36 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 37 条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

（監査役会規程）

第 38 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第 39 条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 40 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第１項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

（補欠監査役）

第 41 条　法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

２　補欠監査役の選任決議の定足数は、第 32 条第２項の規定を準用する。

３　第１項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第６章　　会計監査人

（選任方法）

第 42 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第 43 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　　計算

（事業年度）

第 44 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金配当の基準日）

第 45 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 46 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

（中間配当の基準日）

第 47 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 48 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

１９７２年１０月　３日実施
１９９５年　３月１４日改訂
１９９６年　４月２８日改訂
１９９６年　６月２７日改訂
１９９９年　６月２９日改訂
２０００年　６月２９日改訂
２００１年　６月２８日改訂
２００２年　６月２７日改訂
２００３年　６月２７日改訂
２００４年　１月　５日改訂
２００４年　６月２９日改訂
２００６年　６月２７日改訂
２００９年　６月２５日改訂
２０１２年　６月２７日改訂
２０１３年　６月２６日改訂
２０１５年　６月２５日改訂
２０１９年　６月２６日改訂